

# 未来プロジェクト部会 会則

2024年4月1日施行

## (目的)

第1条 本会則は、未来プロジェクト部会（以下「当部会」という。）の運営に関する事項を定める。

## (部会の構成)

第2条 当部会は、一般社団法人エコシステム社会機構（以下「当法人」という。）の定款第4条に規定する事業のうち、主に「企業共創又は公民連携によるビジネスモデルの創出及びプロジェクトの推進」を担う。

2 当部会は、サーキュラーエコノミータスクフォース、ネイチャーポジティブタスクフォース、コミュニティ・ウェルビーイングタスクフォースから構成され、タスクフォースごとに前項に取り組む。

3 ジャパン・サーキュラー・エコノミー・パートナーシップ（略称：J-CEP）において行われてきた活動は、当部会のサーキュラーエコノミータスクフォースに継承するものとする。

## (オブザーバー)

第3条 タスクフォースには、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、国の行政機関及び大学等の研究機関を対象とする。

3 オブザーバーは、タスクフォースの活動に必要なに応じて参加し、タスクフォースの目的達成のため助言と支援を行うことができる。

## (事務局)

第4条 タスクフォースの事務を処理するため、各タスクフォースに事務局を置くことができる。

2 前項の事務局は、原則として、各タスクフォースの幹事の中から互選等により選任する。

## (幹事)

第5条 タスクフォースには、各々の業務執行の決定を担う幹事を置くことができる。

2 幹事は、各タスクフォースに参画する正会員及び賛助会員の中から互選等により選任する。

3 幹事のうち、1法人を代表幹事とすることができる。

4 代表幹事は、幹事の中から、互選等により選任する。

5 代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事はその職務を代理する。

- 6 代表幹事の任期は、選任後1年とする。任期の満了前に退任した代表幹事の補欠として選任された代表幹事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(幹事会)

第6条 タスクフォースの重要事項等を決める会議体として幹事会を置くことができる。幹事会は幹事と第4条第一項の事務局により構成される。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を担う。

- (1) タスクフォースの活動内容及び幹事会の運営の詳細の決定
- (2) タスクフォースに参加する正会員及び賛助会員の確認
- (3) タスクフォースに参加するオブザーバーの決定
- (4) その他、タスクフォースの目的を達成するために必要と判断された事項の決定

- 3 幹事会はオンライン会議での開催も可能とする。

- 4 幹事会での検討事項について、幹事から提案があった場合には、その提案について幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案について幹事会の決定があったものとみなす。

(個別契約)

第7条 当部会の会員間で取引が発生する際に守秘義務や知的財産に係る取り決め等が必要な場合は、当事者間で協議のうえ、契約の締結等を行う。

(改廃)

第8条 本会則の改廃については、定款に定める当法人の事務局長が決定する。

(施行)

第9条 本会則は、2024年4月1日から施行する。

以上